

視 察 調 査 報 告 書

＜土木環境委員会＞

令和3年第1回沖縄県議会（2月定例会）閉会中

令和3年4月8日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

## 土木環境委員会視察調査報告書

### 視察調査日時

令和3年4月8日 木曜日（1日）

### 視察調査場所

熊野鉦山（陳情第47号に係る鉦山開発予定地）

### 視察調査事項

公害防止及び環境保全について（陳情第47号に係る鉦山開発予定地）

### 視察調査概要

別添のとおり

### 参加委員（12人）

委員 長	瑞慶覧	功	君
副委員 長	下地	康	教
委員	座波	一	君
〃	呉屋	宏	君
〃	照屋	守之	君
〃	上里	善清	君
〃	次呂久	成崇	君
〃	島袋	恵祐	君
〃	比嘉	瑞己	君
〃	玉城	健一郎	君
〃	新垣	光栄	君
〃	金城	勉	君

### 随員職員（5人）

議会事務局政務調査課長	平	良	潤
議会事務局政務調査課主幹	嘉	陽	孝
議会事務局政務調査課主幹	新	垣	伸
議会事務局政務調査課主査	池	原	利
政務調査課会計年度任用職員	幸	地	真

## 別紙（視察調査概要）

## 調査項目 「陳情第47号に係る鉱山開発予定地について」

## 1 沖縄戦戦没者遺骨収集について

## (1) 概要説明（沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長、沖縄県戦没者遺骨収集情報センター所長）

皆さんが立っている場所近辺で、遺骨が昨年11月に見つかり、2月に1回、3月に2回、戦没者遺骨収集センターのほうで遺骨の収集を行っている。

今回の現場については、具志堅隆松さんからこの場所で遺骨があるという連絡を受け、確度の高い情報に基づいて調査を始めるに至ったというところである。

まず、この現場の調査をするに当たって、どのぐらいの範囲を調査範囲として設定するのかということになった。ちょうど皆さんのいらっしゃる後ろの大岩のところの周辺から7メートル、12メートル、7メートルのこの範囲を調査地域として設定した。遺骨が発見された場所がちょうど皆さんのいらっしゃる辺りであるが、そこが中心になるので、そこをある程度—5メートル、5メートルの5メートル四方という形で調査範囲を区切って調査を始めたところである。大岩の下のところ、少し前のほうに出っ張っているような形で見える岩があるが、現在、あの周辺で遺骨がかなり確認されている。

今まで3回調査をしているが、回数を増すごとに、遺骨の収集数は増えているという状況にある。まだまだ骨片のほうが見つかっている状況があるので、地権者の方と相談して、今後、遺骨収集を続けていきたい。

## (2) 質疑応答の概要

Q こういった鉱山は南部に幾つかあるが、鉱山開発の許可に当たって、事前に遺骨調査などがなされているのか。

A 鉱山を開発するから遺骨を調べてくれという話はないものと思われる。あくまで遺骨があるという確度の高い情報を私たちは求めており、平成27年度にもこの近辺だと思われるが、鉱山で遺骨を発見したという通報があり、糸満市、警察、戦没者遺骨収集情報センターのほうで遺骨

を収集したという実例がある。遺骨を発見したら届け出て、それを収集するという形はできている。遺骨収集については情報が寄せられても、現場に行くとなかなか見つからないということも実際にはある。国からの委託事業でやっており、これからも同様の方法でやっていくことになる。

**Q 既存の採取業者から、遺骨に関する情報が寄せられて対応したという実例があるか。**

A 先ほど申し上げたとおり、平成27年度に届出があつて、実際に収集したという実績はある。今把握しているのはそれだけである。

**Q その鉱山は、その後も事業自体は継続しているのか。**

A 調べていないが、恐らく継続しているかと思われる。

**Q 遺骨収集の体制及び日数について。**

A 戦没者遺骨収集情報センターの5名体制、(熊野鉱山では) これまで3日間動いている。

**Q 素人目で見ても、遺骨の見分けがつくのか。**

A 実際に、かなり遺骨収集の活動をされた方からお預かりした遺骨の中にも、よく見ると石が混じっていたりすることがあり難しい。

**Q 今回の調査以前に、ここを調査した実績はあるのか。**

A 戦没者遺骨収集情報センターが発足してからの記録としてはない。  
戦後、県民一丸となって、この地域の方々が遺骨収集したという事実があり、特にここは魂魄の塔に近いので、かなり遺骨収集されたと思われる。昭和30年までに13万柱以上収集したというような記録も残っており、何らかの形でやったのかもしれないが、記録としては、ここまでやったかどうかというのが分からない。

**Q 開発許可を受けようとしている地域で、遺骨収集の調査はここだけで終わるのか。ほかにもまだやるつもりがあるのか。**

A 確度の高い情報があればということである。  
遺骨が見つかれば当然収集するが、全ての地域をくまなくやるということは、これまでもやっていない。

Q 遺骨が発見された場合、これが遺骨だという判断はどうされるのか。

A 遺骨—それが骨であるというふうに認識した人が、まずどのような状況でそれを判断するかにもよる。また、骨の中には人骨ではない獣骨の場合もある。取りあえず骨が見つかるのと何をするかというところ、まず警察に通報していただかないといけない。警察に現場を確認していただいているところが、まずはステップになる。我々はその後、それが収骨対象になるかどうかということを考える段階に移っていく。

Q 例えば、石のようなものまで、骨のようだという通報のケースというのはあるのか

A 石の段階で我々が出動したという記録はないが、獣骨で出動したということはある。実際に警察の方も獣骨か人骨か見極めがつかないということで、我々がお預かりして、鑑定の方が来られたときに最終的に見ていただいたら獣骨であるということで終わったケースがある。

Q 見つけた方が遺骨であろうという判断がなければ、その情報はもう行かないという話になるのか。

A 我々のところに届かない可能性は高い。

Q 人骨を特定することは難しいということであるが、今回、ここから出たものについて、県は人骨だと認めたのか。

A 我々としては、あくまでもその部分は鑑定される方を待たないとお答えはできない。もしかしたら我々が今お預かりしている中に、獣骨が混じっていたりという可能性は、今の段階では否定できないと思われる。

Q いつ鑑定するのか。どのくらい時間がかかるのか。

A これは厚労省のほうに聞いていただきたい—令和3年度にその事業で鑑定の方が活動されるので、そのときという形になる。

11月に収骨したのものについては、前年度に対応している。半年くらいである。11月に収骨して、そのときの遺骨に関しては人骨であるという確認はいただいている。

Q 今回もそれくらいの時間はかかるのか。

A そうである。

Q この辺を開発をするに当たって、遺骨は石山だけではなくて、いろいろなところから出てきたのか。

A 戦後、地域住民が中心になって遺骨収集がかなり大がかりに行われたという記録もあり、恐らく目に見える部分は収集されたのだろうと思われる。ただ、今回見つかったように、ちょっと隠れているところはあるかもしれない。

## 2 熊野鉱山の開発について

### (1) 概要説明（沖縄県環境部自然保護課長）

自然公園法の関連で届出のことをお伝えしようと思う。まず、今回改変しようとしている部分は、地権者の土地である。面積として、おおむね6000平米である。実際には敷地境界からある程度間隔を置いてからの掘削になるはずであり、一般的な鉱山の工法になる。

事業終了後は、埋め立てて畑や緑地にしたりというような計画になっていると聞いている。こういった形で、今審査中である。

### (2) 質疑応答の概要

Q 例えば人骨とかという問題があれば、許可の範囲を限るなどのようなことになるのか。

A この辺の許可の出し方について、この風景を保護するという点で、こういった方策が今回必要なのかというところを検討している段階で、ちょっと具体的に申し上げにくいですが、組織として意思決定はされていない。まだ検討中である。

Q 遺骨収集の問題であり、その視点で考えるということか。

A その視点もどのくらい盛り込めるかとかということも含めて今検討中であり、まだお伝えできるところまでできていない。南部のこの激戦地だったという流れの中で、特定公園が指定されている。平和の礎のある摩文仁の丘や慰霊碑だけではなくて、この地域を形成する自然も含めての自然公園法での指定となっているので、さきの大戦のことを思いながら、では自然公園法でどのようにやっていくべきかというところを、今検討しているところである。

Q 去年11月の糸満市の行政指導について説明をいただきたい。侵入口が

農地だけど、森林伐採していたから行政指導を受けたというところはどこか。

A 去年の11月に外部のほうから伐採されているという情報があり、自然保護課のほうで確認した。木が伐採されて作業を始めようとしていたので、ここは普通地域なので自然公園法に基づく届出が必要であり、その手続をした上で作業をしてくださいということで、一時止めていただいた。

自然公園法以外では森林法というのがあり、ここは森林地域の中で伐採する際には市町村に届出をする必要がある、それがまだされていなかったという状況があった。これは市のほうで対応されていると聞いている。

先ほどあったあちらの進入口—農道のほうにつながっている道があり、そこから重機を入れていたが、その入ってくる道が農地になっているので、これは農地法上、進入口とか何かを通すために使ってはいけませんよという—これもまた糸満市のほうから指摘があり、原状回復ということで指導を受けているということを知っている。

Q 今見えるこの岩は、もともとこういう形だったのか。何か掘り起こして今積み重ねられている状況なのか。

A この岩は木を伐採した後に出てきたものなので、それを今横にどかしているという状況になっている。

Q 木はどの程度生い茂っていたのか。

A 過去の上空写真を見ると、結構この範囲一帯は—この後ろに皆さん今見えているような木が生えているが、同じような植生が生えていたと思われる。恐らく斜面一帯は木が生えていたというように思われる。

Q この土砂を採取したら、また原状回復しないといけないのか。

A そうである。

Q 例えばこのラインから土砂を採ると絶壁になるが、これを原状回復するというのは、もともとあったようになだらかにするのが原状回復なのか。

A そういったものをちょっとイメージしている。

**【その他意見】**

例えば鉱山で穴を掘る。そしたらそれを埋めて、それを平らにしたりとか、もし斜面を直角に削り取った場合は、この下の土地を有効に利用するとか、そういうやり方はあると思われる。必ずしもこの斜面を一極端に言えば45度の斜面を45度で原状回復するということはないと思われる。

この原状回復の定義については、しっかりと調べておいてもらいたい。

**3 視察調査場所の現況写真**

別添のとおり。

以 上

視察調査場所の現況写真

